

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和6年10月版）」として、令和6年10月1日以後に入札する委託業務から適用する。

### 新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<b>I 測量業務共通仕様書 1 総 則</b>	<b>I 測量業務共通仕様書 1 総 則</b>	
<b>1-2 用語の定義</b> 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～25. (省略) 26. 「書面」とは、 <u>打合せ簿等の帳票をいい、</u> 発行年月日を記録し、 <u>記名</u> (署名または押印を含む)したものを有効とする。 なお、電子納品を行う場合は、別途業務担当員と協議するものとする。 27～32. (省略)	<b>1-2 用語の定義</b> 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～25. (省略) 26. 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名または押印したものを有効とする。  なお、電子納品を行う場合は、別途業務担当員と協議するものとする。 27～32. (省略)	I-1-5 (I-1-5) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
<b>1-32 現場管理と安全の確保</b> 1. (省略) 2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受託者は、 <u>最新の</u> 「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達 _____)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。 (2)～(3) (省略) 3～10. (省略)	<b>1-32 現場管理と安全の確保</b> 1. (省略) 2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達 令和4年2月)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。 (2)～(3) (省略) 3～10. (省略)	I-1-15 (I-1-15) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
<b>1-46 法定外の労災保険の付保</b> 1～4. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写し <u>もしくは</u> _____ 加入証明書の原本 <u>または写し</u> を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 6. (省略)	<b>1-46 法定外の労災保険の付保</b> 1～4. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 6. (省略)	I-1-60 (I-1-60) ○取扱いの変更

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和6年10月版）」として、令和6年10月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等





## 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

### 新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和6年10月版）」として、令和6年10月1日以後に入札する委託業務から適用する。

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般</b>	<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般</b>	
<p><b>1-2 用語の定義</b>                      共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。                      1～27. (省略)                      28. 「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、<u>記名</u>（署名または押印を含む）したものを有効とする。また、電子納品を行う場合は、別途業務担当員と協議するものとする。                      29～35. (省略)</p>	<p><b>1-2 用語の定義</b>                      共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。                      1～27. (省略)                      28. 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名または押印したものを有効とする。また、電子納品を行う場合は、別途業務担当員と協議するものとする。                      29～35. (省略)</p>	Ⅲ-1-6 (Ⅲ-1-6) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
<p><b>1-48 個人情報の取扱い</b>                      1. 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。                      2～11. (省略)</p>	<p><b>1-48 個人情報の取扱い</b>                      1. 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。                      2～11. (省略)</p>	Ⅲ-1-24 (Ⅲ-1-24) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
<p><b>1-52 法定外の労災保険の付保</b>                      1～3. (省略)                      4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。                      5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写し<u>もしくは</u>加入証明書の原本<u>または写し</u>を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。                      6. (省略)</p>	<p><b>1-52 法定外の労災保険の付保</b>                      1～3 (省略)                      4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。                      5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。                      6. (省略)</p>	Ⅲ-1-28 (Ⅲ-1-28) ■取扱いの変更 ○

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新 (旧)
<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 2 道路部門</b>	<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 2 道路部門</b>	
<p><b>2-3 道路設計</b></p> <p><b>2-3-11 交差点設計の区分</b></p> <p>交差点設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 平面交差点予備設計</p> <p>(2) 平面交差点詳細設計</p> <p><u>(3) ダイヤモンド型 I C 予備設計</u></p> <p><u>(4) ダイヤモンド型 I C 詳細設計</u></p>	<p><b>2-3 道路設計</b></p> <p><b>2-3-11 平面交差点設計の区分</b></p> <p>平面交差点設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 平面交差点予備設計</p> <p>(2) 平面交差点詳細設計</p>	<p>Ⅲ-2-20 (Ⅲ-2-20)</p> <p>■新規掲載 ◎</p>
<p><b>2-3-14 ダイヤモンド型 I C 予備設計</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>ダイヤモンド型 I C 予備設計は、道路予備設計 (A) で検討された資料に基づき、縮尺 1/1,000 の地形図を用いて、平面交差点における円滑な交通処理のために卓越する方向の交通流、もしくは卓越する交通流に最も大きい影響を与える交通流を、他の交通流から立体的に分離する方法を、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量を考慮し、ダイヤモンド型 I C の基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>ダイヤモンド型 I C 予備設計の業務内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>2-3-3 道路概略設計 第2項(1) に準ずるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受託者は、設計図書に示す設計範囲を現地踏査し、地形、地物等設計に必要な現地の状況を把握する。なお、現地調査 (測量、地質調査等) を必要とする場合、受託者はその理由を明らかにし調査内容について業務担当員に報告し指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 平面・縦断設計</p> <p>受託者は、現地踏査で把握した基本的事項及び道路予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプの中心線を設計するものとする。縦断設計は 20m ピッチの測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、制約条件を満足する縦断線形を設計するものとする。</p> <p>(4) 横断設計</p> <p>受託者は、横断設計について、20m ピッチの測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、道路の横断構造を設計するものとする。</p> <p>(5) 交差点容量・路面表示</p> <p>2-3-12 平面交差点予備設計 第2項(5) に準ずるものとする。</p> <p>(6) 設計図</p> <p>受託者は、以下の設計図を作成するものとする。</p> <p>(ア) 平面図</p> <p>平面図は、設計した縦断、横断の成果及び橋梁、高架橋等の主要構造物等、計画した全ての構造物及び変更車線、ノーズ位置、平面線形要素等を記入する。</p>		<p>Ⅲ-2-23 ( )</p> <p>■新規掲載 ◎</p>



# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<p>(イ) 縦断面図 縦断面図は、20mピッチの測点及び主要点について計画高を記入するものとする。</p> <p>(ウ) 横断面図 本線中心線に基づき 20mピッチの測点に対して横断面図を作成する。標準横断面図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部、立体交差点流入部等の各々について作成するものとする。</p> <p>(エ) 主要構造物計画図 延長 50m 以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。また、延長 50m を超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。</p> <p>(7) 関係機関との協議資料作成 2-3-3 道路概略設計 第2項(6) に準ずるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 受託者は、1-45 設計業務の成果 に基づき数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(9) 概算工事費 受託者は、1-45 設計業務の成果 に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(10) 照 査 2-3-3 道路概略設計 第2項(8) に準ずるものとする。</p> <p>(11) 報告書作成 受託者は、業務の成果として、1-45設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア)設計条件 (イ)計画の経緯 (ウ)位置及び施設の規模 (エ)概算工事費 (オ)その他留意事項</p> <p>3. 貸与資料 委託者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路予備設計 (A) 成果物一式 (2) 地質調査成果物一式 (3) 地形図 (縮尺: 1/1,000) (4) 交通量関係の資料</p>		<p>III-2-24 ( ) ■新規掲載 ◎</p>

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<p><b>2-3-15 ダイヤモンド型 I C 詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 ダイヤモンド型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、ダイヤモンド型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び地質調査等の資料に基づき縮尺 1/500 の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 ダイヤモンド型 I C 詳細設計の業務内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 設計計画 2-3-3 道路概略設計 第2項(1) に準ずるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視による確認を行い、詳細設計に必要な現地状況、予備設計及び設計協議で計画されている構造物の位置、交差又は付替導水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。</p> <p>(3) 平面・縦断設計 受託者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、ダイヤモンド型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形20mピッチの測点及び主要点について設計を行うものとする。</p> <p>(4) 横断設計 受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を 20mピッチの測点及び主要点について設計するものとする。</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計 2-3-8 道路詳細設計 第2項(5) に準ずるものとする。</p> <p>(6) 小構造物設計 2-3-8 道路詳細設計 第2項(6) に準ずるものとする。</p> <p>(7) 用排水設計 2-3-8 道路詳細設計 第2項(8) に準ずるものとする。</p> <p>(8) 交差点容量・路面表示 2-3-12 平面交差点予備設計 第2項(5) に準ずるものとする。</p> <p>(9) 設計図 受託者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。</p> <p>(ア) 平面図 平面図は、設計した縦断、横断の成果及びランプ橋など、主要構造物、小構造物等計画した全ての構造物を記入する。</p> <p>(イ) 縦断図 縦断図は、実測縦断図を用い、設計した縦断線形に基づき計画高の計算を行い作成するものとする。また、縦断図には、主要構造物及び道路構造物を記入</p>		<p>III-2-25 ( ) ■新規掲載 ◎</p>

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新 (旧)
<p>する。</p> <p>(ウ) 標準横断面図 標準横断面図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、立体交差流出入口等について作成する。</p> <p>(エ) 横断面図 横断面図は、横断面設計に基づいて図面作成を行うものとする。</p> <p>(オ) 詳細図 標準設計図集以外の小構造物について作成するものとする。</p> <p>(10) 数量計算 受託者は、1-45 設計業務の成果 に基づき数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(11) 照 査 受託者は、以下に示す事項を標準として照査を行うものとする。</p> <p>(ア) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>(イ) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>(ウ) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(12) 報告書作成 受託者は、業務の成果として、1-45設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>(ア) 設計条件 (イ) 各種検討の経緯とその結果 (ウ) その他留意事項</p> <p>3. 貸与資料 委託者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路詳細設計報告書成果一式 (2) ダイヤモンド型 I C 予備設計報告書成果一式 (3) 地質調査成果一式 (4) 測量成果一式 (5) 交通量関係の資料</p>		<p>III-2-26 ( )</p> <p>■新規掲載 ◎</p>

## 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
2-3-16 一般構造物設計の区分	2-3-14 一般構造物設計の区分	Ⅲ-2-26 (Ⅲ-2-23) ■項目番号の変更△
2-3-17 一般構造物予備設計	2-3-15 一般構造物予備設計	Ⅲ-2-27 (Ⅲ-2-23) ■項目番号の変更△
2-3-18 一般構造物詳細設計	2-3-16 一般構造物詳細設計	Ⅲ-2-29 (Ⅲ-2-25) ■項目番号の変更△
2-3-19 落石防護柵詳細設計	2-3-17 落石防護柵詳細設計	Ⅲ-2-30 (Ⅲ-2-27) ■項目番号の変更△
2-3-20 一般構造物基礎工詳細設計	2-3-18 一般構造物基礎工詳細設計	Ⅲ-2-32 (Ⅲ-2-28) ■項目番号の変更△
<b>2-3-21 道路設計の成果品</b> 受託者は、表 2-1～2-5 に示す成果品を作成し、1-17 成果品の提出 に従い、 電子成果品 1 部を納品するものとする。	<b>2-3-19 道路設計の成果品</b> 受託者は、表 2-1～2-4 に示す成果品を作成し、1-17 成果品の提出 に従い、 電子成果品 1 部を納品するものとする。	Ⅲ-2-32 (Ⅲ-2-29) ■項目番号の変更△

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版					(旧) 令和5年10月版					頁 新(旧)	
表2-1 道路設計成果品一覧表(2)					表2-1 道路設計成果品一覧表(2)					III-2-34 (III-2-31) ■諸基準類との整合 ○	
設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要		
道路予備設計(B) 及び 道路予備修正設計(B)	平面設計	一般路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等	道路予備設計(B)	平面設計	一般路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等		
		一般平面図	1/1,000	着色			一般平面図	1/1,000	着色		
	縦断設計	縦断図	V=1/100~1/200 H=1/1,000		及び 道路予備修正設計(B)	縦断設計	縦断図	V=1/100~1/200 H=1/1,000			
		横断設計	標準横断図	1/50~1/100				横断設計	標準横断図	1/50~1/100	
			横断図	1/100~1/200			用地幅杭位置記入		横断図	1/100~1/200	用地幅杭位置記入
	土積図	適宜		土積図	適宜						
	構造物設計	一般図	1/200~1/500		構造物設計	一般図	1/200~1/500				
	用排水設計	用排水系統図	1/1,000		用排水設計	用排水系統図	1/1,000				
		流量計算書	—			流量計算書	—				
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む			
概算工事費		—		概算工事費		—					
報告書	報告書	—	用地幅杭調書を含む	報告書	報告書	—	用地幅杭調書を含む				
道路詳細設計	平面設計	路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等	道路詳細設計	平面設計	路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等		
		平面図	1/500または1/1,000	着色			平面図	1/500または1/1,000	着色		
	縦断設計	縦断図	V=1/100 ~200 H=1/500 ~1,000	地形条件等、必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000等	縦断設計	縦断図	V=1/100・V=1/100 H=1/500・H=1/1,000				
		横断設計	標準横断図	1/50~1/100			横断設計	標準横断図	1/50~1/100		
	横断面図		1/100~1/200		横断面図	1/100~1/200					
	土積図		適宜		土積図	適宜					
	構造物設計	詳細図	適宜		構造物設計	詳細図	適宜				
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜		仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜				
	用排水設計	用排水系統図	1/500または1/1,000		用排水設計	用排水系統図	1/500または1/1,000				
		詳細図	適宜	特殊形状		詳細図	適宜	特殊形状			
		流量計算書	—			流量計算書	—				
	数量計算	数量計算書	—		数量計算	数量計算書	—				
	報告書	報告書	—		報告書	報告書	—				

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版					(旧) 令和5年10月版		頁 新(旧)
表2-4 ダイヤモンド型IC設計成果品一覧							III-2-37 ( ) ■新規掲載 ◎
設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要			
ダイヤモンド型IC 予備設計	平面設計 ・縦断設計	交差点位置図	1/2,500~1/50,000	市販地図等			
		平 面 図	1/1,000				
		縦 断 図	V=1/100 H=1/1,000				
	横 断 設 計	標準横断図	1/50~1/100				
		横 断 図	1/100~1/200				
	交差点容量 ・路面表示	交差点平面図	1/500				
	主要構造物計画	一 般 図	適宜				
	概算工事費	数量計算書	-	概略			
		概算工事費	-				
	報 告 書	報 告 書	-				
ダイヤモンド型IC 詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1/2,500~1/50,000	市販地図等			
		平 面 図	1/500				
		縦 断 図	V=1/100 H=1/500				
	横 断 設 計	標準横断図	1/50~1/100				
		横 断 図	1/100~1/200				
	用排水設計	用排水系統図	1/500				
		詳 細 図	適宜	特殊形状			
		流量計算書	-				
	構造物設計	詳 細 図	適宜				
	交差点容量 ・路面表示	交差点平面図	1/500				
	数量計算	数量計算書	-				
報 告 書	報 告 書	-					

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版					(旧) 令和5年10月版					頁 新(旧)
表 2 - 5 一般構造物設計成果品一覧表					表 2 - 4 一般構造物設計成果品一覧表					III-2-38 (III-2-34) ■表番号の変更△
設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	
一般構造物 予備設計	概略設計図	計画位置図	1/2,500~1/50,000	市販地図等	一般構造物 予備設計	概略設計図	計画位置図	1/2,500~1/50,000	市販地図等	
		構造全体概要図	適宜				構造全体概要図	適宜		
	概略設計計算	設計計算書	—		概略設計計算	設計計算書	—			
	概算工事費	数量計算書	—		概算工事費	数量計算書	—		概略	
		概算工事費	—		概算工事費	—				
報告書	報告書	—		報告書	報告書	—				
一般構造物 詳細設計 落石防護柵 詳細設計	設計図	計画位置図	1/2,500~1/50,000	市販地図等	一般構造物 詳細設計 落石防護柵 詳細設計	設計図	計画位置図	1/2,500~1/50,000	市販地図等	
		構造一般図	1/100~1/500				構造一般図	1/100~1/500		
		構造寸法図	1/100~1/500				構造寸法図	1/100~1/500		
		配筋図	1/50~1/100				配筋図	1/50~1/100		
	詳細図	適宜		詳細図	適宜					
一般構造物基 礎工詳細設計	設計計算	設計計算書	—		一般構造物基 礎工詳細設計	設計計算	設計計算書	—		
	数量計算	数量計算書	—			数量計算	数量計算書	—		
	報告書	報告書	—			報告書	報告書	—		

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 3 河川部門</b>	<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 3 河川部門</b>	
<b>3-9 設計に当たって使用する図書</b> 1. 「河川事業実務要領」(社団法人北海道土木協会 平成26年3月発行)によるものとする。 2. 「河川事業設計要領」(北海道建設部土木局河川課 令和5年4月改訂)によるものとする。 3. (省略)	<b>3-9 設計に当たって使用する図書</b> 1. 「河川事業実務要領」(社団法人北海道土木協会 平成18年9月発行)によるものとする。 2. 「河川事業設計要領」(北海道建設部土木局河川課 平成31年4月改訂)によるものとする。 3. (省略)	Ⅲ-3-43 (Ⅲ-3-43) ■諸基準類の改定に伴う変更△
<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 4 砂防・急傾斜地部門</b>	<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 4 砂防・急傾斜地部門</b>	
<b>4-3 砂防構造物設計</b> 1. (省略) 2. 業務内容 (1) 構造物設計 設計図書に示す設計条件及び設計計画で検討された基本的事項により、詳細設計を行うものとする。 (ア)～(ウ) (省略) (エ) 施工計画及び仮設計画等 施工方法・施工順序等を考慮し、概略施工計画(掘削計画・現場内道路計画及びコンクリート打設計画等)を作成するとともに、必要に応じて仮設計画等の検討を行うものとする。 (オ) (省略) (2)～(5) (省略)	<b>4-3 砂防構造物設計</b> 1. (省略) 2. 業務内容 (1) 構造物設計 設計図書に示す設計条件及び設計計画で検討された基本的事項により、詳細設計を行うものとする。 (ア)～(ウ) (省略) (エ) 施工計画及び仮設計画等 施工方法・施工順序等を考慮し、掘削計画・現場内道路計画及びコンクリート打設計画等を作成するとともに、必要に応じて仮設計画等の検討を行うものとする。 (オ) (省略) (2)～(5) (省略)	Ⅲ-4-6 (Ⅲ-4-6) ■諸基準類の改定に伴う変更△
<b>4-5 設計に当たって使用する図書</b> 1. 砂防施設の調査・設計にあつては、「北海道砂防技術指針(案)」(北海道建設部土木局砂防災害課 令和5年12月改訂)によるものとする。 2. (省略) 3. 急傾斜地崩壊防止施設の調査・設計にあつては、「急傾斜地崩壊防止工事技術指針(案)」(社団法人北海道土木協会 令和2年4月発行)によるものとする。 4. (省略)	<b>4-5 設計に当たって使用する図書</b> 1. 砂防施設の調査・設計にあつては、「北海道砂防技術指針(案)」(北海道建設部土木局砂防災害課 平成23年4月改訂)によるものとする。 2. (省略) 3. 急傾斜地崩壊防止施設の調査・設計にあつては、「急傾斜地崩壊防止工事技術指針(案)」(社団法人北海道土木協会 平成23年4月発行)によるものとする。 4. (省略)	Ⅲ-4-11 (Ⅲ-4-11) ■諸基準類の改定に伴う変更△



## 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 5 漁港部門</b>	<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 5 漁港部門</b>	
<b>5-6 設計に当たって使用する図書</b> 1. 漁港施設の設計にあつては、「漁港施設設計要領 <u>令和6</u> 年度改訂版」(北海道水産林務部漁港漁村課 <u>令和6</u> 年 <u>6</u> 月発行)によるものとする。 2～3. (省略)	<b>5-6 設計に当たって使用する図書</b> 1. 漁港施設の設計にあつては、「漁港施設設計要領 平成29年度改訂版」(北海道水産林務部漁港漁村課 平成29年3月発行)によるものとする。 2. ～3. (省略)	Ⅲ-5-9 (Ⅲ-5-9) ■諸基準類の改定に伴う変更△
<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 6 公園部門</b>	<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 6 公園部門</b>	
<b>6-3 設計に当たって使用する図書</b> 1. (省略) 2. 「平成25年度 都市公園事業設計要領」(北海道建設部まちづくり局都市環境課 <u>令和4</u> 年 <u>3</u> 月発行)によるものとする。 3. (省略)	<b>6-3 設計に当たって使用する図書</b> 1. (省略) 2. 「平成25年度 都市公園事業設計要領」(北海道建設部まちづくり局都市環境課 平成25年8月発行)によるものとする。 3. (省略)	Ⅲ-6-8 (Ⅲ-6-8) ■諸基準類の改定に伴う変更△